

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220412	有限会社 横浜ロジテク(法人番号1020002068339)代表者: 深澤 治廣	神奈川県横浜市磯子区水取沢町150-4 6棟303	本社	神奈川県横浜市磯子区水取沢町150-4 6棟303	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月15日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)	9	9
20220412	有限会社 ピートル(法人番号3380002029534)代表者:加藤 大輝	福島県相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢4-67	栃木	栃木県真岡市久下田西6-2-2 グランフィールサクライ	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年6月16日及び同年9月21日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	4	4
20220412	有限会社 大和急送(法人番号1030002067315)代表者:横山 圭一	埼玉県和光市新倉7-7-25	和光センター	埼玉県和光市新倉7-7-25	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月26日及び同年11月9日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
20220412	新和実業 株式会社(法人番号7030001047279)代表者:神里 真	埼玉県和光市新倉2-24-59	本社	埼玉県和光市新倉2-24-59	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和4年2月17日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20220412	株式会社 シエル(法人番号7090001015321)代表者:水谷 浩道	山梨県南アルプス市百々3468-36	本社	山梨県南アルプス市百々3468-36	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年9月15日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)点検整備記録簿の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
20220412	小林運輸サービス 有限会社(法人番号3070002002159)代表者:小林 崇仁	群馬県前橋市堀越町1175-1	本社	群馬県太田市岩瀬川町19-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220419	株式会社 ティア(法人番号6180001045104)代表者:富安徳久	愛知県豊橋市牧野町158-3(愛知県名古屋市区黒川本通3-35-1)	ティア越谷	埼玉県越谷市越ヶ谷1-5-5	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月12日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)	18	18
20220419	フジコマネス 株式会社(法人番号6020001012152)代表者:河村 貞昭	神奈川県横浜市青葉区奈良町334-4	本社	神奈川県横浜市青葉区奈良町334-4	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年9月2日及び令和3年7月28日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(9)整備管理者の選任(変更)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業計画(車庫)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	16	16
20220419	ヤマトボックスチャーター 株式会社(法人番号8010801015873)代表者:平塚俊彦	東京都中央区日本橋2-13-10 日本橋サンライズビルディング8階	東東京支店	東京都大田区平和島6-1-1 4階	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20220419	株式会社 テクミルク(法人番号9060001002873)代表者:大根田 正志	栃木県宇都宮市平出工業団地5-3	本社	栃木県宇都宮市平出工業団地5-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年7月29日及び同年10月5日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20220419	神建運輸 株式会社(法人番号9020001031579)代表者:沼田 正	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南2-1-11	横浜	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南2-1-11	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	1	1
20220419	横浜水産運輸 株式会社(法人番号6020001119550)代表者:松本 文成	神奈川県横浜市神奈川区菅田町236-45	本社	神奈川県横浜市神奈川区菅田町236-45	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月16日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20220419	有限会社 田中陸送(法人番号5070002027501)代表者:田中 高雄	群馬県渋川市渋川3943-14	本社	群馬県渋川市金井210-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月27日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220421	山梨高尾貨物 株式会社(法人番号6090002006675)代表者:生沼 芳清	山梨県甲斐市万才741-1	本社	山梨県甲斐市万才741-1	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止(257日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故を引き起こしたこと及び行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和3年1月20日、同年3月5日及び同年12月3日に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(11)整備管理者の選任(変更)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(12)運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条)、(13)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(14)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	66	39
20220426	有限会社 ボルビック(法人番号2070002021408)代表者:矢内 理香	群馬県伊勢崎市五目牛町901	本社	群馬県伊勢崎市五目牛町901	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月27日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)